

令和2年度 大阪支部事業計画(案) 及び予算計画



広報部鳥 けんぼん
©2018 協会けんぽ大阪支部

○ 令和2年度 大阪支部事業計画案（協会本部との対照）

下線部分：本部計画（案）新設、修正、変更箇所
 網掛部分：支部計画（案）での作成不要箇所

| 分野 | 令和2年度 大阪支部事業計画（案） | 令和2年度 全国健康保険協会事業計画（案） |
|---------------|--|--|
| 1. 基盤的保険者機能関係 | <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また的確な財政運営を行う。</p> <p>①サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 進捗状況を適切に管理し、傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10営業日）を遵守する。 お客様満足度調査による「支部別カルテ」を活用し、現状の課題を把握することにより、サービス水準の向上に取り組むとともに、申請書の設置環境の拡大を図ることにより、現金給付等の申請に係る郵送化率を上昇させる。 <p>■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を93.0%以上とする （令和元年10月現在：①100% ②92.3%）</p> <p>②業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話や窓口またはホームページへの投稿等により、加入者等から寄せられた「お客様の声」を定例会議等で共有化を図り、サービス水準の向上や業務の改善に繋げるとともに、事務処理フロー等の点検を行い、効率的な業務体制の構築を図る。 <p>③現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪支部「保険給付適正化PT調査等要領」に基づき選定した対象 | <p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また的確な財政運営を行う。</p> <p>①サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 <p>■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする</p> <p>②業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。 <p>③現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて |

事案について、定期的（随時）開催する「保険給付適正化PT会議」において、調査方針等を議論・検討したうえで立入検査の要否を判断し、日本年金機構と連携・協力し立入検査等を実施する。

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部より示された「事務手順書」に基づき、確実に進捗確認を実施する。

④効果的なレセプト点検の推進

- ・医療費の適正化を図るため、診療報酬が正当に請求されているか確認を行い、財政効果額を向上させるため、資格・外傷・内容点検の各点検においては、以下の取り組みを重点課題として強力に推進する。

【資格点検】

無資格受診における医療機関照会と返納金請求の確実な実施

【外傷点検】

損害賠償金請求及び労災による返納金請求の確実な実施

【内容点検】

内容点検行動計画に基づき、システム点検の効果的な活用や点検員の点検スキル向上施策等の実施

■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

（令和元年度 第2四半期現在：0.518%）

⑤柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位、頻回施術及び長期施術の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。あわせて、昨年度行った調査研究事業の結果に基づき、いわゆる「部位ころがし」の疑いがある者への照会事業を実施する。

議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。

④効果的なレセプト点検の推進

- ・システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。

- ・社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。

■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

⑤柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

・柔道整復療養費審査委員会における審査強化を図るとともに審査会の指摘に基づき、不自然な申請が多い施術所に対する照会を継続実施する。

・関係機関と連携した不正請求対策及び適正化に向けた啓発事業を強化する。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。(令和元年度11月現在：2.10%)

⑥あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

・平成30年7月より添付が義務付けられた「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」をもとに長期頻回施術に対する審査強化事業を継続実施するとともに、医師による再同意の確認を重点的に行う。また、審査により疑義が生じた場合は、患者や同意医師に対して照会を行い、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を行う。

⑦返納金債権の発生防止のための保険証の回収強化、債権管理回収業務の推進

・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

・保険証の回収強化に向けて、保険証添付率や返納金金額等のデータに基づいた効果的な事業所訪問及び文書による啓発を推進し、事業所における保険証早期回収に係る意識の醸成を図る。

・債権の早期回収に取り組むとともに、スケジュールに沿った定期的な催告や支部独自催告により債務者との接触率を高めつつ、保険者間

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑥あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収

調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする
(令和元年9月現在：①90.57% ②33.95% ③0.084%)

⑧限度額適用認定証の利用促進

・事業主や健康保険委員に対して、各種研修会やリーフレットによる広報を実施するとともに、大阪府内の医療機関や保険薬局、商工会議所等と連携し、申請書の入手し易い環境を整備することにより限度額適用認定証の利用促進を図る。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.0%以上とする（令和元年8月現在：84.4%）

⑨被扶養者資格の再確認の徹底

・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施するとともに、事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を実施する。また、未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする（平成30年度：88.3%）

率を対前年度以上とする

- ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑧限度額適用認定証の利用促進

・事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85%以上とする

⑨被扶養者資格の再確認の徹底

・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。

・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。

・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92%以上とする

| | | |
|----------------------|--|--|
| | <p>⑩的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 | <p>⑩オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。 ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 ■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50%以上とする <p>⑪的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 |
| <p>2. 戦略的保険者機能関係</p> | <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p> <p>①ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供（I、II、III）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所単位での健康・医療データを活用した、事業所健康度を見える化した事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を事業所に提供する。 ・加入者や事業主、関係機関等へ視覚化した分かりやすい分析結果を提供し、健診受診勧奨等に活用する。 | <p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化</p> <p>①ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供（I、II、III）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。 ・個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況を注視し、実現に向けた議論が進められていく場合には、加入者にとつ |

②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

・関係機関との連携を推進し、糖尿病性腎症重症化予防にかかる受診勧奨を拡大する。

・6ヵ年計画の中間評価を行い、PDCAサイクルに沿い後半の計画を見直し実効性を高める。

<データヘルス計画の上位目標>

・「糖尿病にかかる被保険者1人当たりの医療費を平成27年度実績（7,626円）以下にする」

・「透析治療の新規患者数を平成27年度新規患者数（295名）以下にする」

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

【被保険者（40歳以上）】（受診対象者数：1,285,125人）

・生活習慣病予防健診 受診率 44.4%（受診見込者数：570,000人）

・事業者健診データ 取得率 9.5%（取得見込者数：121,500人）

【被扶養者】（受診対象者数：402,502人）

・特定健康診査 受診率 31.2%（受診見込者数：125,500人）

○健診の受診勧奨対策

・生活習慣病予防健診の未受診者を対象に集団健診を実施する。

・生活習慣病予防健診の実施機関を拡大する。拡大は、受診率が低い地域、加入者1人あたり実施機関が少ない地域に重点を置く。

・新規適用事業所を対象に生活習慣病予防健診の受診勧奨を実施する。

・健診機関から受診勧奨を実施する。また、健診機関と連携し、生活習慣病予防健診と特定健診の同時実施等、受診しやすい体制整備を推進

てより良い仕組みとなるよう、国への働きかけを行う。

②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。なお、6ヵ年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取組みの実効性を高める。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートは、必要に応じて項目の見直しを検討する。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

・特定健診受診率の向上にむけ、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。

・事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など、国や関係団体に対する働きかけを行う。

■KPI：①生活習慣病予防健診受診率を55.9%以上とする

②事業者健診データ取得率を8.0%以上とする

③被扶養者の特定健診受診率を29.5%以上とする

する。

・特定健診の未受診者を対象に集団健診を実施する。実施にあたり、自己負担の無料化及び市町村と連携したがん検診の同時実施を推進する。

・特定健診の未受診者を対象に過去の受診状況等を活用し受診勧奨を行う。

・健康宣言を行っている事業主と連携し、事業主・支部長連名による特定健診の受診勧奨を行う。

・年次案内・受診勧奨は、ナッジ理論等を活用し受診意欲の喚起を図る。

・事業者健診データ未提供事業所を対象にデータ提供勧奨を行う。また、労働局・経済団体と連携し、勧奨の効果向上及び勧奨機会の拡大を図る。

・事業者健診データ提供同意書の提出後に健診実施機関を変更している事業所を対象に同意書の再提出を勧奨する。

■KPI：①生活習慣病予防健診受診率を44.4%以上とする

②事業者健診データ取得率を9.5%以上とする

③被扶養者の特定健診受診率を31.2%以上とする

※ ①②③の合計（特定健診実施率）を48.4%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

【被保険者】（特定保健指導対象者数：138,992人）

・特定保健指導実施率 17.8%（実施見込者数：24,700人）

（内訳）協会保健師実施分 1.8%（実施見込者数：2,500人）

アウトソーシング分 16.0%（実施見込者数：22,200人）

【被扶養者】（特定保健指導対象者数：10,668人）

ii) 特定保健指導の実施率の向上

・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に保健指導の利用勧奨を行

・特定保健指導実施率 12.2%（実施見込者数：1,300人）

○保健指導の受診勧奨対策

【被保険者】

- ・健診機関による健診当日の初回面談拡大のため、検討会等を開催し課題共有と好事例展開を行う。
- ・健診機関等への外部委託による特定保健指導を推進し、府外在住者を含め実施を拡大する。
- ・ナッジ理論等を活用した特定保健指導案内を生活習慣病予防健診の年次案内時に行い、事業所の特定保健指導受け入れの拡大を図る。
- ・特定保健指導対象者が多く在職する事業所の勧奨を強化し、グループ支援等を実施する。
- ・公民館等で特定保健指導を実施し、事業所内での特定保健指導実施が困難な事業所の特定保健指導対象者に機会を提供する。また、付加測定の実施等参加率を高める工夫を行う。

【被扶養者】

- ・集団健診で、健診機関による健診当日の初回面談を実施する。
- ・ナッジ理論等を活用した特定保健指導案内を集団健診案内時に行い、参加意欲の喚起を図る。

■KPI：特定保健指導の実施率を17.4%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 6,930人

- ・未治療者を対象に電話勧奨を実施する。電話がつかない場合は文書勧奨を実施する。
- ・ナッジ理論等を活用したトークスクリプトやチラシを作成し、効果

う。併せて、ナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。

・平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。

■KPI：特定保健指導の実施率を20.6%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- ・未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。

■KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする

的な受診勧奨を行う。

■KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・大阪府医師会と連携し電話・訪問による受診勧奨を実施する。
- ・取組実績がある市町村と連携し、効果検証を実施する。

iv) コラボヘルスの推進

・事業所に対し、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）の提供を通じて、健康宣言事業所数の更なる拡大と健康経営の推進を図る。また、取組の質を向上させる観点から、出張健康講座や健康経営優良法人認定に向けたセミナーを実施し、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

・大阪府と共同で開催する健康経営セミナーをはじめとして、事業所における健康づくりに関し、納入告知書同封チラシやメールマガジンによる広報を実施する。

・女性従業員の「健康経営」の観点から、女性限定のセミナーを開催し、働く女性の健康づくりをサポートする。

・歯科医師会と連携のうえ、事業所の従業員に対する歯周病予防対策事業を実施し、歯科検診の重要性を啓発するとともに、歯科医療費の適正化を図る。

③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈I、II、III〉

・広報活動について年度計画を策定し、必要に応じて関係団体との連携による広報を実施する。

・納入告知書同封チラシやメールマガジンによる定期的な広報のほか、

iv) コラボヘルスの推進

・健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

・事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。

【再掲】

③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈I、II、III〉

・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度の結果を踏まえて広報計

ターミナル駅でのデジタルサイネージを活用した集客力のある空間での広報を実施する。

・ 広報物については、イラストやロゴを用いた分かり易い広報物を提供することにより、加入者の理解度促進を図る。

・ 広報分野における PDCA サイクルを適切に実施するため、加入者を対象とした理解度調査に基づく、特に理解が進んでいない分野に対して注力して広報を強化する。

・ 大阪支部イメージキャラクター「広報部鳥けんぽん」を広報媒体として積極的に活用し、協会けんぽ大阪支部への親しみと知名度アップを図る。

・ メールマガジンについては、加入者に幅広く協会けんぽの情報を発信するため、事業所の担当者だけでなく加入者個人にもターゲットを拡げ、メールマガジン新規登録者数の増加を目指す。

(令和元年 11 月現在：新規登録者数 3,062 人)

・ 文書や電話による勧奨を実施し、加入者及び事業主との橋渡し役である健康保険委員の委嘱を図る。

・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員に広報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するとともに、健康保険委員研修を実施する。

・ 健康保険事業の推進について、協力をいただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。

■KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

(令和元年度：42.3%)

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を37.0%以上とする

画を策定する。

・ ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシを作成し、特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。

・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。

■KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を43%以上とする

(令和元年9月現在：33.17%)

④ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- ・新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、大阪支部の阻害要因を分析する。
 - ・個別の医療機関・保険薬局に対し、上記分析結果や後発医薬品実績リスト等、見える化ツールを活用し、効果的な情報提供を行う。また、円滑に実施するため、大阪府薬務課及び大阪府薬剤師会との連携を図る。
 - ・自治体の国民健康保険といった他の保険者と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。
 - ・メールマガジン、納入告知書同封チラシ、保険証送付時同封シール等による広報についても検討するとともに、「後発医薬品安心促進のための協議会」に参画し、積極的な意見発信を実施する。
- KPI：大阪支部のジェネリック医薬品使用割合を77.8%以上とする（令和元年7月現在：73.3%）

⑤インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅱ、Ⅲ〉

- ・令和元年度の実施結果を迅速に検証し、大阪支部として重点的に取り組むべき分野を特定するとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

⑥パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・令和元年度調査研究事業として実施した「柔道整復施術療養費支給申請書の申請内容を活用したデータ分析及び適正化対策事業」の結果に基づき、協会の柔道整復施術療養費の適正化に向けた取り組みに繋げる。

④ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- ・新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。
 - ・個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて国や都道府県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。
 - ・他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。
 - ・令和2年9月以降の新たな目標について、国の動向を踏まえつつ検討する。
- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を80%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

⑤インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅱ、Ⅲ〉

- ・令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

⑥パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・パイロット事業の効果検証によりエビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。

・大阪支部の地域特性に着目して新たな取組みを検討し、パイロット事業及び調査研究事業の本部への提案を実施する。

⑦地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈I〉

i) 医療費データ等の分析

・協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。

ii) 外部への意見発信や情報提供

・大阪府の各種協議会（大阪府保険者協議会、大阪府医療費適正化計画推進審議会、後発医薬品安心使用促進のための協議会、大阪府地域職域連携推進協議会、大阪府高齢者医療懇談会）及び大阪府下国民健康保険運営協議会など関係方面への積極的な意見発信を行う。

・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

■KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議の参加率 100%を維持する

②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

（令和元年12月現在：①100%）

⑧調査研究の推進〈I、II、III〉

・外部有識者の意見を参考に、分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て、分析の精度を高める。

・本部から支部へモデル実施を依頼する本部主導型パイロット事業について、実施の必要性に応じて積極的に実施する。

⑦地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈I〉

i) 意見発信のための体制の確保

・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、都道府県等に参画を要請する。

ii) 医療費データ等の分析

・各支部において、地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。

iii) 外部への意見発信や情報提供

・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。

・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

・新経済・財政再生計画改革工程表2018における給付と負担の見直し等の社会保障関連の改革項目について、その具体化に向けた議論の中で必要な意見発信を行う。

■KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会

| | | |
|---------------------|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・GISやSPSS等の本部提供ツールを活用し、調査研究の推進を図る。 | <p>議への被用者保険者の参加率を90%以上とする</p> <p>②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する</p> <p>⑧調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>i) 医療費分析プロジェクトチームによる分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。 ・外部有識者の意見を参考に、分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て、分析の精度を高める。 <p>ii) 調査研究の推進に向けた各種施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取組む調査研究について、内外に広く情報発信する。 ・統計分析研修を始め、GIS等のツール活用推進に向けた研修を行い、調査研究の推進を図る。 |
| <p>3. 組織・運営体制関係</p> | <p>①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <p>現金給付等業務の標準化・効率化及び業務プロセスや職員配置等の日常の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。</p> <p>②人事評価制度の適正な運用</p> <p>戦略的保険者機能の強化を目指し、創意工夫を提案・実行できる機会を作り、実現した創意工夫を人事評価結果にも反映させることで、具体的</p> | <p>①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準人員への移行後における各支部の状況を踏まえ、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況も踏まえ、契約職員も含めた標準人員の見直しについても検討する。 <p>②人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価者研修などを通じて人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。 |

な改善を実現していく。

③OJTを中心とした人材育成

内部・外部講師による効果的な職員研修を行うとともに、日常業務の中でOJTを実施できる体制を構築することにより、自ら考え創意工夫することができ、戦略的保険者機能を更に発揮することに貢献できる職員を育成する。

④支部業績評価の実施

業務の進捗管理を行い、大阪支部の業績を向上させる。

⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等

○一般競争入札の一者応札案件の減少に努めるため、以下の取り組みを行う。

- ・公告から入札および納期まで、十分な期間を確保し事業者に参加しやすい環境を提供する。
- ・過去に実施したアンケートを分析し、事業者に分かりやすい仕様書を作成する。(アンケートは今年度も引き続き実施する)。
- ・入札説明会の質疑応答等で、事業者の入札参加の障壁となっている事象を聴取し、改善を図る。
- ・入札参加資格保有の事業者へ積極的な周知活動を行う。(架電、ダイレクトメール(はがき)の送付による入札公告掲示案内)

■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。

③OJTを中心とした人材育成

・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

・戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。

④支部業績評価の実施

・支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等

・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。

また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。

■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

(令和元年 11 月現在 37.5%)

⑥コンプライアンスの徹底

個人情報保護や情報セキュリティ等の法令遵守（コンプライアンス）に関する日常点検や研修を通じて、リスクマネジメントを徹底する。

⑦リスク管理

大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT (Computer Security Incident Response Team) において迅速かつ効率的な初動対応を行う。また、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

⑧内部統制の強化に向けた取組

○企画総務部、業務部の事業および業務の進捗を共有し、各部におけるニーズを把握し連携できる体制の強化に努める。

○効率化・生産性の向上につながるよう、管理職がマネジメント力を発揮できる環境づくりを行う。

・山崩し（ユニット制）の定着と促進を図れるよう、管理職とチーム（ユニット）リーダーがコミュニケーションを取りやすく、成長につながるレイアウトや人員となることを目指す。

⑥コンプライアンスの徹底

・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑦リスク管理

・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種マニュアルや計画等の見直しに向けた検討を行う。

・情報セキュリティ対策については、CSIRT (Computer Security Incident Response Team) において迅速かつ効率的な初動対応を行う。

・平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。

⑧本部機能や内部統制の強化に向けた取組

・協会設立後、10年以上を経過したが、この間、個人情報保護の厳格化や、大規模自然災害の頻発、情報通信技術の発達による情報セキュリティ事案の増加など、協会を取り巻く環境が大きく変化していることを受け、リスク管理の一層の強化が不可欠となっている。また、これまで基盤的保険者機能に多くのリソースを割かざるを得なかったが、今後は、加入者の健康増進のための新たな取組の推進など戦略的保険者機能を更に強化していくことが必要。このため、中長期的な視点から、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討を行う。

・権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制を強化す

るための整備を着実に進める。

⑨システム関連の取組

・協会業務が停止することがないように、協会システムの安定稼働を第一としつつ、情報セキュリティを担保しながら、オンライン資格確認等の制度改正に対し、適切にシステム対応を実施する。

・現行システムの更改や業務改革の推進に向けた取組等を踏まえ、次期システム構想を具体化し、要件定義に着手する。

・本部業務への導入で一定の効果があったRPAを支部に展開するなど、更なる業務効率化に向けて新技術の導入を推進する。

⑩ペーパーレス化の推進

・戦略的保険者機能の発揮には、一層の事務効率化による適切な人員配置が求められることから、本部支部におけるペーパーレス化の推進のための検討を進める。

【令和2年度 大阪支部 KPI一覧】

1. 基盤的保険者機能関係

サービス水準の向上

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を93.0%以上とする

効果的なレセプト点検の推進

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

限度額適用認定証の利用促進

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.0%以上とする

被扶養者資格の再確認の徹底

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする

2. 戦略的保険者機能関係

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ① 生活習慣病予防健診受診率を44.4%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を9.5%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を31.2%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

特定保健指導の実施率を17.4%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする

広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする
- ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を37.0%以上とする

ジェネリック医薬品の使用促進

大阪支部のジェネリック医薬品使用割合を77.8%以上とする

地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

- ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議の参加率100.0%を維持とする
- ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

3. 組織・運営体制関係

費用対効果を踏まえたコスト削減等

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20.0%以下とする

○ 令和2年度 大阪支部保険者機能強化予算（最終）

【医療費適正化等予算】（単位：千円）

| 分野 | 新規・継続 | 取組名 | 第3回評議会提示予算額 | 最終予算額 |
|------------|-------|--|-------------|-------|
| 医療費適正化対策経費 | 新規 | (適1) 令和元年度調査研究事業の分析結果を活用した患者照会等の実施(柔整) | 4,620 | 4,620 |
| | 新規 | (適2) ジェネリック医薬品周知啓発用動画の作成 | 1,716 | 1,716 |
| | 継続 | (適4) 薬局あてジェネリック医薬品使用割合通知による啓発業務 | 220 | 220 |
| | 継続 | (適5) 歯と口腔の健康と医科医療費の関連性に関する分析 | 1,100 | 1,100 |
| | 合計 | | | 7,656 |

| | | | | |
|-----------|----|--|--------|--------------|
| 広報・意見発信経費 | 継続 | (適6) 紙媒体による広報 定期的に全事業所、任意継続被保険者宛に送付するチラシ等印刷、業務用のリーフレットやポスター、及び冊子(しおり)の作成等 | 36,900 | 36,673 ※1 |
| | 新規 | (適7) 子育て世代アプローチ事業 | 2,464 | 2,453 |
| | 新規 | (適8) 協会けんぽ大阪支部認知度向上のための広報強化 | 440 | 440 |
| | 継続 | (適9) 医師等による医療コラム | 660 | 660 |
| | 継続 | (適10) 新適事業所及び健康保険委員活動支援の為の問い合わせ先案内作成 | 1,100 | 1,100 |
| | 新規 | (適3) デジタルサイネージによるジェネリック医薬品啓発 ※2 | 1,408 | 1,408 |
| | 合計 | | | 42,972 |

※1 (適6)36,673千円の内訳は、P19～P20に記載

※2 (適3)については、分野のみ「医療費適正化対策経費」から「広報・意見発信経費」へ変更

| | | |
|-----|--------|--------|
| 計 | 50,628 | 50,390 |
| 予算枠 | 50,662 | 50,662 |

【保健事業予算】（単位：千円）

| グループ | 新規・継続 | 取組名 | 第3回評議会 提示予算額 | 最終予算額 |
|------|-------|-------------------------------|-----------------|-------|
| 企画 | 新規 | (保1)健診受診周知啓発用動画の作成 | 1,716 | 1,716 |
| | 新規 | (保2)デジタルサイネージによる健診受診啓発 | 704 | 704 |
| | 新規 | (保3)生活習慣病予防健診広報用ピクトグラム(ロゴ)の作成 | 429 | 429 |
| | 新規 | (保4)健康経営(健康宣言フォローアップ)セミナーの開催 | 781 | 781 |
| | 新規 | (保5)健康宣言サポートツール等の作成 | 2,112 | 2,112 |
| | 継続 | (保6)健康経営セミナーの開催 | 2,255 | 2,255 |
| | 継続 | (保7)女性のための健活セミナーの開催 | 3,190 | 2,090 |
| | 継続 | (保8)加入者の健康づくり意識の向上(イベントの開催) | 6,160 | 6,160 |

| | | | | |
|----|----------------------------------|--|---------|---------|
| 保健 | 新規 | (保9)35歳到達被保険者 初年度健診受診案内の作成 | 2,500 | 770 |
| | 新規 | (保10)新規契約健診機関周辺事業所への健診開始DM送付 | 2,000 | 1,375 |
| | 新規 | (保11)事業者健診結果データ提供広報用リーフレット作成 | 2,000 | 1,925 |
| | 新規 | (保12)事業主と連携した被扶養者への特定健診受診勧奨 | 550 | 550 |
| | 新規 | (保13)被保険者の歯科保健指導事業 | 4,000 | 3,750 |
| | 新規 | (保14)特定保健指導委託機関による健康サポート(大阪府内) | 6,000 | 5,900 |
| | 新規 | (保15)要治療者の受診勧奨(胃・肺・大腸・子宮・乳) | 10,000 | 10,054 |
| | 継続 | (保16)生活習慣病予防健診集団健診の案内 | 25,000 | 25,080 |
| | 継続 | (保17)新規適用事業所への生活習慣病予防健診のご案内 | 400 | 1,980 |
| | 継続 | (保18)生活習慣病予防健診および特定健診の年次案内 | 11,000 | 9,554 |
| | 継続 | (保19)事業者健診結果データ取得勧奨業務(同意書取得) | 17,330 | 17,083 |
| | 継続 | (保20)事業者健診結果データ取得勧奨業務(データ取得) | 50,000 | 49,108 |
| | 継続 | (保21)自治体との協同による特定健康診査+がん検診の実施 | 2,500 | 2,503 |
| | 継続 | (保22)集団健診による特定健康診査の実施 | 72,430 | 72,435 |
| | 継続 | (保23)特定健診未受診者の受診状況・健診結果に応じた受診勧奨チラシの企画・作成 | 9,000 | 8,965 |
| | 継続 | (保24)特定健診受診券の封入・封緘業務委託 | 4,950 | 4,950 |
| | 継続 | (保25)特定保健指導利用勧奨及び事業所との訪問スケジュール調整業務 | 20,000 | 19,800 |
| | 継続 | (保26)糖尿病性腎症重症化予防事業 | 3,000 | 2,970 |
| | 継続 | (保27)「事業所健康度診断カルテ」の作成に係る業務委託 | 11,000 | 11,440 |
| | 継続 | (保28)職場における健康講座 | 16,070 | 16,071 |
| | 継続 | (保29)高血圧・高血糖未受診者の受診勧奨(健診機関) | 30,000 | 29,405 |
| 継続 | (保30)高血圧・高血糖未受診者の受診勧奨案内の封入封緘業務委託 | 4,000 | 3,432 | |
| 継続 | 保健事業経費 | 10,000 | 13,256 | |
| 合計 | | | 331,077 | 328,603 |
| | | | 333,416 | 333,416 |